(一社)日看学協発 第 363 号
令 和 7 年 12 月 1 日

厚生労働大臣　上野 賢一郎　殿

一般社団法人日本看護学校協議会
会 長　　水 方　　智 幸

看護師養成施設への支援拡充と
高等教育修学支援新制度の改正を求める要望書

＜要望主旨＞

一般社団法人日本看護学校協議会は全国の看護師等養成施設 444 校が加盟する、唯一の看護学校の団体として、看護師等養成施設の発展向上に関する事業を行い、保健・医療・福祉の発展と安全に寄与することを目的に設立されました。社会の要請を察知しつつ看護学教育・看護基礎教育の質向上をめざしています。

現在、看護養成所の運営は非常に厳しい状況が続いていますが、令和 7 年 10 月 14 日付、厚生労働省医政局地域医療計画課長より各都道府県衛生主管部（局）長宛に【地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準単価の一部改定について】の通達が出され、養成所運営費補助金についても改訂が行われたことに対し心より感謝申し上げます。

しかしながら、18 歳人口の減少による受験生の減少と学生確保の困難さらに近年の物価高騰や賃金の上昇により学校運営に必要な経費は今回の改定を大幅に上回る増加となっております。特に令和 2 年 4 月から開始された修学支援新制度に係る事務負担の増加と令和 5 年 4 月に改正された【看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン】において教務補助の配置が義務付けられたことによる事務人件費は養成所の大きな負担となっています。

先日行われた本協議会の事務担当者会において、養成所補助金、修学支援新制度の確認申請（機関要件）について多くの意見が出されました。今年 4 月に改正された「大学等における修学支援に関する法律」を改正する法案審議では機関要件の廃止など多岐にわたり見直しを求める意見も出されていました。対象となる学生が拡大され一定の成果もある一方で、進学先が確認学校でない事から制度を利用できない学生もいることも事実です。進路選択の際に【機関要件の確認学校】でないことが学生募集をより一層困難にさせております。学生がどこの学校に進学してもこの制度の対象となることができるよう制度の改正を求めます。

当協議会に加盟している看護師養成所は、地域医療を守る上で非常に重要な役割を果たしています。令和6年度の学校基本調査の結果からも養成所の卒業生は75.5%が地元に残っていますが、大学では56.2%とその差は歴然です。また公益社団法人日本看護協会が行った【新卒看護師の学校養成所種別の年度内離職率】についての調査結果では、全体で8.3%、学校養成所の種別では「大学」が 8.0%、看護師養成所（3年課程）8.1%と変わらず、養成所の教育は大学と同等の質を担保できていると考えております。

地域医療の担い手を多く輩出している看護師養成所がこの先も継続していけるように看護師養成施設への支援の拡充と修学支援新制度の改善のために要望いたします。

＜要望事項＞

（看護養成施設への支援について）

1. 少子高齢化がますます進行していくなかで、高齢者を支える地域の医療提供体制の確保及び人材養成をすすめることは地域医療を守るために必要不可欠である。令和7年10月14日付、厚生労働省医政局地域医療計画課長より発出された【地域医療介護総合確保基金（医療分）に係る標準単価の一部改定】の内容について都道府県に対し速やかに実施するよう促し、令和7年度の補助金から適用させること。

2. 地域医療の担い手を多数輩出している看護師養成所に対し、引き続き国の補助金を増額するとともに、新たな支援制度の創設を検討すること。

3. 看護師養成所の運営を直轄する都道府県に対しても、補助金の増額や新設を促すよう国として対策を講じるよう通知すること。

（高等教育修学支援新制度（大学等における修学支援に関する法律）の改善について）

4. 確認学校の割合は大学・短期大学は95.5%であるのに対し、専門学校は79.6%と大幅に低くなっている。大学と比べ専門学校は規模や経営基盤が弱く機関要件を満たせないところもある。確認学校でない事で進学先の選択肢から外されてしまい、募集活動に影響が出ているという報告もあった。

   看護師養成所は地域医療を守る上で非常に重要な役割を果たしていることから、資格のある学生は文部科学省等が認可する学校ならどこに入学しても制度が利用できるように機関要件の見直しを行うこと。